政　令

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十四号

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十六年二月二十八日」を「平成二十六年八月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

農地中間管理事業の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農地中間管理事業の推進に関する法律の施行期日は、平成二十六年三月一日とする。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

農地中間管理事業の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律施行令

内閣は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第三条第一項並びに第十八条第四項第三号ただし書及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（農地中間管理事業の推進に関する基本方針）

第一条　農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第二条　法第十八条第四項第三号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であって、同条第二項第二号に規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあっては、その法人が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。

一　地方公共団体が、対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合

二　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第六条第二項第一号に規定する法人が、対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

三　農地法施行令第六条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が、対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

四　その他農林水産省令で定める場合

（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）

第三条　法第十八条第四項第四号の政令で定める者は、前条第一号から第三号までに掲げる場合及び同条第四号の農林水産省令で定める場合において賃借権の設定等を受ける者とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第二条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の見出しを「（農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の認定）」に改め、同条中「又は農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体」に改め、「限る。）」の下に「をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加える。

第七十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　農地中間管理機構

第七十八条第一項第十一号中「第八号」を「第九号」に改める。

（農地法施行令の一部改正）

第三条　農地法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「農地利用集積円滑化団体」の下に「、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加える。